

新  
高知県耕地自然災害防止事業費補助金交付要綱

(実績報告)

第8条

(1) 別記第2号様式による事業実績書

(附則)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度から適用する。
- 2 この要綱は、平成33年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第10条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有る。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

旧  
高知県耕地自然災害防止事業費補助金交付要綱

(実績報告)

第8条

(1) 別記第2号様式による事業成績書

(附則)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度から適用する。
- 2 この要綱は、平成30年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第10条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有る。